

公募要項（ドイツ語教育、ヨーロッパ文化史、日本学）

1. 公募の目的

福岡女子大学は、グローバル化時代に期待される女性人材を育成するため、「教養」と「国際」を重視した一学部体制の新たな教育システムを構築、推進している。また、2015年4月に大学院人文社会科学部博士前期課程（修士課程）を、2017年4月に同博士後期課程を設置している。本学の理念に賛同し、その教育・研究を実践する教員を下記のとおり公募する。

2. 募集人員

1名 専任教員（教授）

3. 専門分野

ドイツ語教育、ヨーロッパ文化史、日本学

4. 職務内容

国際文理学部および大学院人文社会科学部研究科の教員として以下の職務を行う。なお、担当科目の調整を行うことがある。

●国際文理学部共通科目：

ファーストイヤー・ゼミⅠ～Ⅳ、ドイツ語Ⅰ～Ⅵ、日本の伝統文化、国際文化と日本（国際文化論）、地球環境と人類の未来

●国際文理学部国際教養学科科目：

ドイツ言語文化文献講読Ⅱ、日本伝統芸能、欧米言語文化演習Ⅰ～Ⅳ、卒業研究演習・卒業論文

●大学院人文社会科学部研究科博士前期課程：

歴史と社会、世界の日本伝統文化

●その他、大学管理運営に関する業務

5. 採用条件

(1) 身分

専任教員

(2) 定年等

65歳。なお、本学の新規採用教員には、5年の任期制（再任可）が適用されている。

(3) 着任時期等

2019年4月1日

(4) 給与

「公立大学法人福岡女子大学職員給与規程」および「公立大学法人福岡女子大学教員年俸規程」に定める俸給を支給する。

6. 応募資格

(1) 博士の学位（外国で授与されたこれに相当する学位を含む）を有すること。

(2) 大学院の教育を担当出来ること。

(3) 国内外の大学で15年以上の専任教員の経験を有すること。

- (4) 国籍は問わないが、ドイツ語を母語とする者が望ましい。
- (5) 春期休暇中に学生のドイツ研修旅行（1か月程度）を引率できること。
- (6) 英語および日本語による授業ができること。
- (7) 国際文理学部の教育改善及び大学運営に資する意欲と実績を有すること。

#### 7. 応募締め切り

2019年2月22日（金）17時必着

#### 8. 選考方法

選考は書類審査を経て、二次審査（一次審査合格者に対して実施予定。該当者には個別に連絡する。）を面接等により行う。なお、二次審査は本学で行うが、旅費は支給しない。

#### 9. 選考結果の通知

選考手続き終了後、直接本人あてに通知する。

#### 10. 応募方法

- (1) 応募書類（様式は、[ア]は文部科学省別記様式第4号その1、[イ]は同左その2を使用のこと。[ウ]以降の様式は任意。なお、上記様式は文部科学省または本学のホームページより取得できる。）

ア 履歴書（直接連絡が取れる e-mail アドレスおよび電話番号を明記すること） 1部

イ 教育研究業績書 1部

●教育業績

●職務上の業績

●研究業績

ウ 主要論文別刷5編程度および日本語による要旨（各編200字程度） 各1部

エ これまでの活動や実績を中心に、応募理由および本学着任後の日本語による抱負（1000字程度）

1部

- (2) 応募書類の提出先と提出方法

〒813-8529 福岡市東区香住ヶ丘1-1-1

公立大学法人 福岡女子大学 国際文理学部長 中村 強 宛

封筒の表に「応募書類在中（ドイツ語教育）」と朱書きし、レターパック、簡易書留または宅配便など、配達状況のわかる方法により送付のこと。なお、応募書類は返却しない。

- (3) 問合せ先

国際教養学科長 坂本浩一 sakamoto@fwu.ac.jp

#### 11. その他

- (1) 本学の国際化推進の方針に則り、外国籍を有する者の積極的な応募を歓迎する。
- (2) 男女共同参画社会基本法の趣旨に則り、女性の積極的な応募を歓迎する。
- (3) 福岡女子大学では、「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」および「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」の趣旨に則り、教員の選考を行う。